

FOR TOMORROW

しぶや法人

申告納税は



表紙裏ページに行事日程があります!!

〈変わる渋谷：旧東急東横店と渋谷スクランブルスクエア〉

—令和3年度税制改正に関する提言まとまる!— 渋谷税務署長納税表彰者のご紹介

2020.12
No. **567**
令和2年

e-Tax申告について／税理士による無料税務相談	—6
令和2年分確定申告会場について	—7
申告書の作成・送信は自宅で国税庁ホームページから	—8
法人会自主点検チェックシート(貸借関係・売掛金)編	—9
都税コーナー	—14

法人会掲示板 12月

12月・1月(2月)実施する主な事業

一般会員参加可能行事

地域・社会貢献活動

- 12月1日 渋谷駅前清掃活動〈青年部会〉(予定)
- 12月3日 第5ブロック税務講習会
- 12月3日 広報委員会
- 12月4日 第1ブロック税務講習会
- 12月7日 正副会長・監事会
- 12月18日 理事会
- 12月21日 経営オンラインセミナー〈青年部会〉
- 1月19日 源泉研究部会研修会
- 1月26日 源泉所得税セミナー
- 2月9日 消費税セミナー

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

研修会・講習会等の開催について

新型コロナウイルス感染はまだまだ予断を許さない状況です。当会としましては、今後も各種研修会・講習会・セミナー等について、企画・ご案内を差し上げますが、実際の開催については、逐次状況を勘案のうえ、**開催中止をする場合は速やかにお申込者へのご連絡**を差し上げますと同時に、**当会ホームページに掲載**いたします。

ソーシャルディスタンス確保のため、通常より定員を少なくさせていただきます。

ご参加いただく際は、**マスクの着用**をお願いいたします。また、当日体調の悪い方は、ご参加をご遠慮いただくようお願いいたします。

法律相談について

法律相談をご希望の方は、上部団体の東法連の法律相談をご利用下さい。

◆申込先 東京法人会連合会

事業課：TEL 3357-0771

土・日・祝日を除く午前9時～午後4時

1. 申込みの際①所属法人会名②法人名③相談者名④連絡先電話番号をお知らせ下さい。
2. 申込み状況によってはお断りする場合もあります。
3. 申込み後、別途下記担当法律事務所に電話の

決算法人説明会のお知らせ

- 日時 令和3年1月21日(木)
午後1時30分～3時30分
場所 渋谷区立商工会館 5F 第一会議室
- 日時 令和3年2月19日(金)
午後1時30分～3時30分
場所 渋谷区立商工会館 5F 第一会議室
- 日時 令和3年3月
25日(木) 26日(金)
各午後1時30分～3時30分
場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室

該当の会社は是非ご出席下さい。

うえ、相談日時等を打ち合わせて下さい。

※その際必ず『東京法人会連合会の法律相談』利用の旨を告げて下さい。

4. 相談日時は祝日を除く毎週月曜日から金曜日の午前10時・11時・午後2時・3時・4時

◆相談料 1時間まで無料

追加30分に付き：5,500円(税込)

◆相談資格 都内各法人会の会員企業および代表者(同一法人：月1回まで)

◆相談内容 法律全般(相続等、会社業務以外の相談も可)

◆相談担当 成和パートナーズ法律事務所(新橋)

港区西新橋1-20-3

虎ノ門法曹ビル501号室

TEL：03-3592-0541

FAX：03-3592-0543

都営三田線：内幸町駅A3出口徒歩3分

JR：新橋駅烏森口徒歩7分

東京メトロ銀座線：虎ノ門駅1番出口徒歩5分

無料税務相談日のご案内

令和3年1月20日(水)

令和3年2月17日(水)

時間 午後1時30分～4時

場所 渋谷法人会館



令和2年度 納税表彰者のご紹介

令和2年度の渋谷税務署長納税表彰式を11月12日(木)に開催し、税務行政に功労のあった方々に表彰状、感謝状を受けていただく予定でしたが、今年度は新型コロナウイルス感染予防のため開催を中止し、それぞれ署からお届けすることになった。当会で受彰の榮に浴された方々は下記の方々です。

渋谷税務署長表彰状



有馬 清種 氏
(理事)
㈱有馬商店



阿部 英博 氏
(理事)
㈱ブラネック都市建築コンサルタント



藤木 伸欣 氏
(理事)
㈱藤木商店



北島 アキ子 氏
(女性部会幹事)
㈱エーティースタッフ

渋谷税務署長表彰状



露木 充 氏
富ヶ谷2丁目・神山町支部 地区長
松竹映画劇場㈱



福田 喬則 氏
(青年部会副部会長)
㈱京王電業社

渋谷税務署長感謝状



森 博明 氏
(理事)
㈱富士トラベル東京



川島 利雄 氏
(理事)
㈱カワシマ

渋谷税務署長感謝状



富澤 龍雄 氏
(理事)
(有)丸富商事不動産



西村 浩彰 氏
(理事)
東急㈱



松崎 宏 氏
(青年部会副部会長)
㈱高葉屋



前川 佑子 氏
(女性部副部会長)
㈱トーホークリーン

副会長 松井 美千代氏が、渋谷都税事務所長感謝状を受彰されました。

東京都渋谷都税事務所長感謝状



松井 美千代 氏
(副会長)
ビルド・メンテナンス㈱



表彰状受彰：露木地区長



感謝状受彰：森理事

正しい税知識を学ぼう

法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」まとまる

コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、 中小企業に実効性ある支援と税制措置を!

法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」が、9月24日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「中小企業が事業継続するための税制措置」「地方のあり方」「震災復興等」「その他」からなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

○新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要があり、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。

○新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和を、スピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要があるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮し、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく用途をチェックする必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

○社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

○年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、

「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○新型コロナウイルス対策についても、政治の対応が迷走、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかとなった。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制と国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制を求める。

II 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

○中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅し、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、それが直ちに本則化することが困難な場合は、令和3年3月末日となっている適用期限を延長する。

○租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、制度を拡充したうえで本則化するべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置については、新型コロナウイルスの収束時期が不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

2. 消費税関係

○昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

○令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求める。

3. 事業承継税制関係

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保等に大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減、あるいは免除する本格的な事業承継税制の創設を求める。

○相続税、贈与税の納税猶予制度は、猶予制度ではなく免除制度に改める。新型コロナの影響などを考慮すると、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するた

めには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、これから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念されるため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4. 相続税・贈与税関係

○相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、基礎控除を引き上げ、相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げるべきである。

5. 地方税関係

○固定資産税については、令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

III 地方のあり方

○今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

IV 震災復興等

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～令和2年度)」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を国民が十分に理解しているとはいいがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

—— 東京法人会連合会 ——



渋谷税務署からのお知らせ



【問合せ先】〒150-8333 渋谷区宇田川町 1-10 渋谷地方合同庁舎 Tel. 03 (3463) 9181

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

e - T a x 申 告 に つ い て

～新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からの e-Tax をご利用ください～

申告書は、国税庁ホームページで作成・印刷もできます！

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。
(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)

スマートフォンはこちら



STEP

2

申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP

3

e-Tax で送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

②IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、事前に税務署にお越しください。

税 理 士 に よ る 無 料 申 告 相 談

～ 申 告 書 を 作 成 で き ま す ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますので、ご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月1日(月)、3日(水)	恵比寿社会教育館 1 階展示室	渋谷区恵比寿 2-27-18	9:30~11:30 13:00~15:30
2月4日(木)、5日(金) 9日(火)、10日(水)	幡ヶ谷区民会館 1 階集会場	渋谷区幡ヶ谷 3-4-1	
2月12日(金)	上原社会教育館 2 階大・中学習室	渋谷区上原 3-13-8	

○ 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます。

ただし、①土地、建物、株式などの譲渡所得や配当所得及び退職所得がある場合、②所得金額が高額な場合、③相談内容が複雑な場合、④税理士に依頼している場合は対象となりませんのでご注意ください。

申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出(郵送可)してください。

○ 医療費控除を受ける場合は、事前にご自宅で明細書を作成して、ご持参ください。

○ ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類)の写し等をご持参ください。

○ 混雑を回避するために、**受付を早く締め切ることがあります**ので、ご了承ください。

この社会あなたの税がいきている

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の 申告書作成会場の開設について ～混雑(3密)回避のため入場整理券を配布します～

開設期間	会場	所在地	時間
2月12日(金) ～ 3月15日(月) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	【ベルサール渋谷ファースト】 ※渋谷税務署では申告書の作成・相談は行っておりません。	渋谷区東1-2-20 住友不動産 渋谷ファーストタワー2階	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※会場の混雑回避のために、受付を早めに締め切る場合があります。 【相談】 午前9時15分から開始

(注) ただし、2月21日及び2月28日の日曜日は開場【案内図】

します。

- 会場は、5署合同(渋谷・世田谷・北沢・玉川・目黒)の開催です。
- 令和2年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配布します。
- 入場整理券の配布状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。
- 申告書等の提出のみの場合は、郵送又は所轄の税務署窓口にてご提出ください。
- 期間中、会場の駐車場及び駐輪場は使用できません。
- 1月25日から2月10日までは渋谷税務署で相談を受け付けております。



会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- 来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- 来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせず来場を控えていただくようお願いいたします。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、「毎回」マイナンバーの記載と、本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。



みんなの力で法人会を大きく育てよう

申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページ から！

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



スマートフォンはこちらから→



確定申告書作成コーナーの
利用者の感想
94%の方が役立つ
と回答

確定申告書作成コーナーの
利用率

3人に2人が利用

STEP 2 申告書を作成

国税庁 確定申告書作成コーナー

給与所得の入力

令和元年度の源泉徴収票に記載されているとおり、入力してください。
記載のない控除は、後の控除の入力画面から入力してください。

源泉徴収票の入力

A. 支払金額 (円)

B. 源泉徴収税額 (円)

※ 2段で記載されている場合、下の段の金額

スマホ専用画面

給与所得の入力

令和元年度の源泉徴収票に記載されているとおり、入力してください。
源泉徴収票に記載のない控除は、後の各控除の入力画面から入力してください。

① 支払金額

② 源泉徴収税額

③ 源泉徴収税額 (円)

④ 源泉徴収税額 (円)

⑤ 源泉徴収税額 (円)

⑥ 源泉徴収税額 (円)

⑦ 源泉徴収税額 (円)

⑧ 源泉徴収税額 (円)

⑨ 源泉徴収税額 (円)

⑩ 源泉徴収税額 (円)

⑪ 源泉徴収税額 (円)

⑫ 源泉徴収税額 (円)

⑬ 源泉徴収税額 (円)

⑭ 源泉徴収税額 (円)

⑮ 源泉徴収税額 (円)

⑯ 源泉徴収税額 (円)

⑰ 源泉徴収税額 (円)

⑱ 源泉徴収税額 (円)

⑲ 源泉徴収税額 (円)

⑳ 源泉徴収税額 (円)

㉑ 源泉徴収税額 (円)

㉒ 源泉徴収税額 (円)

㉓ 源泉徴収税額 (円)

㉔ 源泉徴収税額 (円)

㉕ 源泉徴収税額 (円)

㉖ 源泉徴収税額 (円)

㉗ 源泉徴収税額 (円)

㉘ 源泉徴収税額 (円)

㉙ 源泉徴収税額 (円)

㉚ 源泉徴収税額 (円)

㉛ 源泉徴収税額 (円)

㉜ 源泉徴収税額 (円)

㉝ 源泉徴収税額 (円)

㉞ 源泉徴収税額 (円)

㉟ 源泉徴収税額 (円)

㊱ 源泉徴収税額 (円)

㊲ 源泉徴収税額 (円)

㊳ 源泉徴収税額 (円)

㊴ 源泉徴収税額 (円)

㊵ 源泉徴収税額 (円)

㊶ 源泉徴収税額 (円)

㊷ 源泉徴収税額 (円)

㊸ 源泉徴収税額 (円)

㊹ 源泉徴収税額 (円)

㊺ 源泉徴収税額 (円)

㊻ 源泉徴収税額 (円)

㊼ 源泉徴収税額 (円)

㊽ 源泉徴収税額 (円)

㊾ 源泉徴収税額 (円)

㊿ 源泉徴収税額 (円)

パソコン画面

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！



※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

※ 画面は令和元年度のものです。

STEP 3 申告書を送信

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



取得方法は裏面
を見てね！



② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



又は



ICカードリーダライタと
して代用できる端末は
一部のAndroid端末のみ



対応端末の一覧
はこちらから！

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

IDとパスワードで送信

重要書類

ID・パスワード方式の届出完了通知 ID・PW

(見本)

ID・パスワード方式に対応した
ID・パスワード↓

1111	1111	1111	1111
------	------	------	------

個人番号 a12345678

ID・PW
が目印

- ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
- ・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

電子納税、電子申告を活用しよう

マンガ
でわかる!

法人会自主点検チェックシート

- 貸借関係(売掛金)編 -

国税庁後援



お問い合わせ先



公益社団法人 渋谷法人会

電話番号 03-3461-0758

URL: <https://www.tohoren.or.jp/shibuya/>

【税務調査】業態の確認／喫茶店

税理士 牧野 義博

その1

調査官は、喫茶店の調査を担当することになりました。喫茶店は申告が適正に行われているか、帳簿を見ても比較対象物がないので、現金業種の中でも特に調査が難しいといわれています。一般的には、コーヒーの粉の仕入れ量から売上を推計することとなります。

調査官は、調査対象の喫茶店がどのような営業を行っているのか、日頃の状況を確認することにしました。平日・休日を問わず、また時間帯を変えながらお店に出向き、テーブルの数や1テーブル当たりの回転数、レジの状況、おしぼりやコーヒーの粉の仕入れ時間帯や仕入先など、時間をかけて地道に確認していききました。古い話で恐縮ですが、映画「マルサの女」で宮本信子がお客の数取りに行っていた場面を思い出してください。

調査官が特に重点を置いたのがレジスターの管理状況でした。最近込んでいる時間帯では、レジの引き出しを開きっぱなしにしてレジを打たず、お釣りを引き出しの中からいきなり渡すという光景が多々見受けられました。後でまとめて売上传票からレジを打つのでしょうか。怪しいですね？

余談ですが、ある調査官が、調査前日の売上传票とレジのロールペーパーから、レジの打ち直しによる売上除外を見つけたそうです。何でわかったのでしょうか？売上传票は精算が済んだ順にスタンドに刺していきますので、一番下が最初のお客さんで一番上は最後のお客さんということになります。レジのロールペーパーはどうでしょう。ロールペーパーの一日分は売上传票の逆で、一番上の印字が最初のお客さんなのです。調査官は、売上传票の東とレジのロールペーパーの照合を行いました。すると、売上传票の最初のお客さんがロールペーパーの一番上に印字されているではありませんか。つまり、売上传票をスタンドから抜いて売上传票の一部を除外した後、そのまま一番上にある売上传票から打ち直してしまったのです。物理的に考えても、打ち直ししか考えられません！ 経営者も観念し、売上の除外を認めたそうです。

話を戻します。調査官は調査対象の喫茶店は終日同じ売上传票を使用しているか、レジの交替はいつか、特定の時間帯（お客が集中する昼休みなど）のレジはどうしているかなど、毎日細かく念入りに観察を行ったのです。これを業界では「内観調査」といいます。

また、喫茶店をハシゴし、コーヒーの濃さを舌で覚える勉強もしました。コーヒーの粉1kgだとドリップ方式で何杯のコーヒーをいれられるのか。110杯、120杯、130杯？…行きつけの喫茶店にもご協力いただきました。慣れてくると、ある程度当たるようになるのだそうです。さすが、プロですね。

さあ、準備が整いました。いよいよお店で調査開始です。調査展開やいかに？

その2

調査官は調査対象の喫茶店に臨場し、さっそく責任者に当店のコーヒーはドリップ方式か、サイフォン方式かの確認を始めました。

ドリップ方式とのことなので、まずコーヒーを点てている現場を見せてもらうことにしました。これを業界では「現場確認」といいます。ちょうど点てるところだったので、それを見ながら調査官は矢継ぎ早に質問をしています。

調査官：当店ではコーヒーの粉1kg当たり、何杯のコーヒーを淹れていますか？

責任者：約100杯というところですね。

調査官：金属のやぐらを組んで、ろ紙を上を巻き、コーヒーの粉をその中に入れて、熱湯を注ぐ方法ですか。通称ドリップバケツで受けるのですよね？

責任者：その通りです。詳しいですね。

調査官：閉店時間にコーヒーが余ってしまった場合はどうされていますか？

責任者：廃棄処分をしています。

調査官：そうですか。以前、他の喫茶店に調査に伺った際に、翌日に沸かし直して流用しているのが一般的だと聞いたことがあるのですが？

責任者：・・・・・・

調査官は、使ったドリップバケツを持って来てもらいました。よく見るとドリップバケツの内側に渋のような線がくっきり残っています。毎日、同じ分量をとっているのに、跡がついているのです。

実際に計測してみたところ、コーヒーの粉1kgから約140杯がとれました。開差は約40杯、単価が500円とすれば1回分のドリップで約2万円の売上計上もれが想定されます。1日何回ドリップしているかで、コーヒーに関する売上計上もれの概算が把握できることが分かりました。

余談ですが、淹れたてのコーヒーと、沸かし直しのコーヒーの見分け方があるのをご存じですか。淹れたての場合、ミルクをコーヒーカップの縁に沿って流してみると、表面に薄い膜ができてミルクは沈みません。沸かし直しはドボンと落ちます。調査官は、別の日の開店直後にこの喫茶店に入店し、これを行っていましたが、ミルクはすぐに落ちました。

以上の事実を責任者に説明し、売上計上もれの事実を認めるよう根気よく説得したところ、根拠がここまで明白なことから観念し、売上除外のすべてを調査官に話したそうです。周到な事前準備と徹底した実態確認の成果が実を結んだ事案でした。

ちなみに現金商売の調査の場合、帳簿調査だけでは実態を把握するのが難しいので、レジの管理状況等を営業時間帯や曜日ごとに観察するために客として店舗に臨場し、時間をかけて情報収集を行うのが必須となっています。

「特定の時間帯だけ色違いの売上傳票を使用していたが、この色違いの売上傳票は破棄されており、実地調査の段階では現物が無かった」という事例もありました。

【著者紹介】牧野義博（まきのよしひろ）

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て、八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には「ザ・税務調査1～3」「税務トラブルと債務の確定」（大蔵財務協会）ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。

法人会 事業 アラカルト

福祉に役立ててもらよう、渋谷区に寄付

<社会貢献委員会>

社会貢献委員会では、例年渋谷区内の3箇所の特養老人ホームを慰問しているが、今年はコロナ感染予防の観点から慰問をせず、福祉に役立ててもらよう、10月6日渋谷区に30万円を寄付した。

当日は、長島会長と松井社会貢献委員長が、渋谷区役所を訪問し、長谷部渋谷区長に手渡した。



長谷部区長に寄付金を渡す長島会長と松井社会貢献委員長

令和2年度簿記講習会終了！

コロナ感染予防のために春から秋開催を延期した、9月8日から開催していた令和2年度初級簿記講習会を10月30日(金)に無事終了した。

コロナの影響は様々なところに及んでいるが、簿記の資格試験でも、例年開催している大学等の会場を確保できず、検定試験受験者の方々は、検定受験申込みも大変苦労されたようだ。また、これを機会にオンライン受験を平衡して行うよう準備を進めているようだ。



修了証を授与



講師：芝村先生



初級簿記最終日

ブロック税務講習会を開催！

法人会の各ブロックでは、令和2年度税法改正についての講習会を10月27日の第6ブロックを皮切りに9

回にわたり開催している。今年度は、コロナウイルス感

染症予防対策のため、例年の定員の約半数に制限し、マスクの着用、検温

と消毒を必須とし、万一のために保健所の指導もあり、配席図を作り誰がどこの席に座っていたかということを明らかにした上で開催している。



講師
上月審理担当調査官



税務署挨拶
高群第一統括官



第4ブロック税務講習会



第6ブロック税務講習会



第7ブロック税務講習会



第8ブロック税務講習会



第9ブロック税務講習会

ブロック税務講習会会場一覧

ブロック	開催日	開催時間	開催場所	TEL	定員
6	10月27日(火)	10:30 ～12:00	代々木八幡区民施設 代々木5-1-15-1F	3466-3239	40名
9	10月28日(水)	10:00 ～11:30	全理連ビル会議室 代々木1-36-4-9F	3379-4111	30名
7	10月29日(木)	10:30 ～12:00	笹塚駅前区民施設 笹塚1-47-1-4F	3460-6784	30名
4	11月9日(月)	10:30 ～12:00	渋谷法人会館 神泉町9-10-3F	3461-0758	20名
8	11月10日(火)	10:00 ～11:30	初台区民会館 初台1-33-10-2F	3370-8605	30名
10	11月19日(木)	10:30 ～12:00	千駄ヶ谷社会教育館 千駄ヶ谷1-6-5-3F	3497-0631	30名
2	11月24日(火)	10:30 ～12:00	西武信用金庫恵比寿支店 恵比寿西1-20-2-4F	3461-6106	30名
5	12月3日(木)	10:30 ～12:00	渋谷法人会館 神泉町9-10-3F	3461-0758	20名
1	12月4日(金)	10:30 ～12:00	リフレッシュ氷川 東1-26-23-B1F	5466-7700	30名

※第3・第11ブロックは今年度の税務講習会は開催しない

会員増強にご協力を

令和2年9月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
8	(有)新田	新田亀久代	代々木5-12-10		婦人服製造卸
区外	五十里秀一朗税理士事務所	五十里秀一朗	中央区新川2-2-1		税理士

令和2年10月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	三富燃料(株)	佐山 光	恵比寿1-20-22	3443-1800	不動産賃貸業
2	ジーアールインベストメント(株)	グスマンリカルド	恵比寿南1-8-9	5422-9302	飲食店経営及びコンサルティング業
5	(株)Cyber Partners	平野雄太郎	松涛1-28-2		WEB制作・WEB広告運用
区外	環境クレール合同会社	宮川久美子	港区南青山4-25-2	6434-1428	環境測定
区外	個人会員	平田 実	横浜南区井土ヶ谷下町45-2	045-815-8123	情報システムの販売

季節に拾う新歳時記

記：小牧 規子（ジャーナリスト）

12・1月

『小正月』（こしょうがつ）

1月15日前後を指し、元日の「大正月」と対になる。旧暦では、大正月が新月で、小正月は新年最初の満月の日。暮れから忙しく働いた女たちが骨休めできる日でもあり、「女正月」とも呼ぶ。

小正月には、小豆がゆを食べたり、正月飾りを焼いたりする習慣が各地に伝わっている。小豆がゆを食べる習慣は、平安時代には既にあったらしく、紀貫之の『土佐日記』にも記述がある。また、正月飾りを持ち寄って焼くのは、「どんど」「左義長」などとも呼ばれ、その火で焼いた餅を食べると、1年を無事に過ごすことができると信じられている。小豆がゆもどんど焼きも、1年の無病息災を祈願するためのもの。伝統が廃れつつある中で、大切にしたい行事である。

『カレンダー』

12月3日は「カレンダーの日」。明治政府が、1872年（明治5年）のこの日から新暦（太陽暦）を導入、明治6年1月1日としたことにちなんでいる。

日本では、長らく月の満ち欠けをもとにした暦（太陽太陰暦）を採用してきた。文明国への仲間入りを目指した明治政府は、改暦を決断。改暦の布告からひと月もたたないうちの切り替えで、混乱が広がった。12月が2日しかなく、翌年の暦を印刷済みの業者もいたと言われる。旧暦は終戦まで農村部を中心に根強く残っていたが、高度成長期に旧正月などの慣行が廃れ、新暦が全国に普及した。

来年はどんなカレンダーをかけようか。そんなふうに思いを巡らすのも、年末の楽しみの一つである。



メールアドレスを登録しよう



新型コロナウイルス感染症の影響により 事業収入が減少した中小事業者等の令和3年度分の 固定資産税・都市計画税の軽減制度について

■対象者・対象資産

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、事業収入が一定程度減少（※1）した中小事業者等（※2）で令和3年2月1日（月）までに下記の申告をされた場合、事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

※1 令和2年2月～10月までの間における任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している方	2分の1
50%以上減少している方	ゼロ

※2 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人（資本又は出資を有しない法人は従業員数1,000人以下）又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人等が該当します。性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

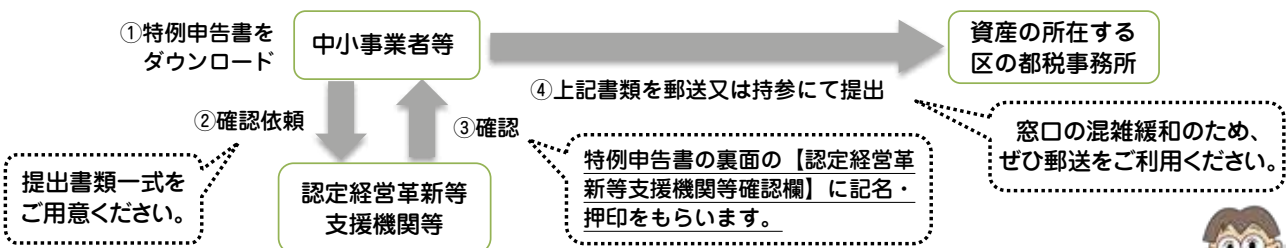
■提出書類

- (1) 特例申告書 (2) 特例対象資産一覧 (3) 収入が減少したことを証する書類（写）
 (4) (個人事業主で事業用家屋を所有している場合) 特例対象家屋の事業専用割合を示す書類（写）

※詳細については、主税局ホームページをご確認ください。

■手続方法

軽減措置の要件に該当する方（上記対象者に当てはまる方）は、以下の手順でご申告ください。



申告期限（令和3年2月1日消印有効）を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることができなくなりますので、必ず期限内にご申告いただきますようお願いいたします。



詳しくは、主税局HPをご覧ください。

事業用家屋について…資産が所在する区にある都税事務所の固定資産税班
 償却資産について……資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
 渋谷都税事務所 03-5420-1621(代表)

12月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、12月28日(月)までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

口座
振替

※2019年4月から、Webでも申込みを受け付けています。

クレジット
カード

※インターネットの専用サイト（都税クレジットカードお支払サイト）にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます（税額に応じた決済手数料がかかります。）。詳しくは、都税クレジットカードお支払サイトをご覧ください。

A T M
インターネット
モバイル
バンキング

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
 ※ (ペイジーマーク) の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
 ※領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。

※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

詳しくは主税局ホームページ (<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>) 「税金の支払い」をご覧ください。

振替納税を利用しよう

会員
特典



公益社団法人 渋谷法人会

葬儀支援サービス



家族葬、一般葬、社葬や宗教・宗派問わず、
各地域のしきたりに合わせたご葬儀のご相談承ります

ポイント

1

葬儀費用の負担を軽減

一般的な葬儀に必要な品目（祭壇、お棺など）を「基本セット」として
首都圏平均50万円相当のものを低廉な価格でご提供いたします。

●対象者と基本セットご利用料金

※会員本人がご健在であれば何度でも使えます。

対 象 者 (ご葬儀の対象となる故人さま)	基本セットご利用料金
● 75歳未満の役員	無料
● 75歳以上の役員および役員のご家族 [※] の方 ※家族とは「配偶者、子女、(役員及びその配偶者)の両親・祖父母」にあたります。	24万円 (税別)

「葬儀支援サービス」をご利用されまると、「渋谷法人会」の名札で生花または花環が1基提供されます。

ポイント

2

葬儀に関する不安を軽減

24時間365日、お電話1本で葬儀をご手配。

葬儀に関するお問合せや
事前相談だけでもOK!!

●全国儀式サービスコールセンター 24時間・365日対応



0120-421-493

まず始めに、「渋谷法人会」とお伝えください。

ご利用の際は事前に左記の電話番号へご連絡ください。
葬儀社とのお打合せ後のご連絡ではご利用になれません。

提携葬儀社

くらしの友

くらしの友は首都圏を中心に30箇所の直営斎場を運営。高い品質、お客様満足度も高く、おすすめしている提携葬儀社です。

くらしの友互助会会員併用利用特典として
葬儀費用総額から5万円を差し引きます。

くらしの友互助会加入者の施行については基本セット利用無料など、儀式サービス
特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。

桜新町式場



式場数		2式場
安置室		○
仮眠室	バス	○
	トイレ	○
駐車場		14台

住 所 東京都世田谷区桜新町2-19-16

最寄り駅 東急田園都市線「桜新町駅」西口より 徒歩約5分

アダージョ世田谷代田



式場数		1式場
安置室		○
仮眠室	バス	○
	トイレ	○
駐車場		7台

住 所 東京都世田谷区代田5-10-8

最寄り駅 小田急線「世田谷代田駅」より 徒歩約4分
京王井の頭線「新代田駅」より 徒歩約7分

※記載の斎場のほか、自宅・集会所・町内会館・寺院斎場でもご利用可能です。

葬儀支援サービス制度の詳細や全国の加盟葬儀社・斎場検索は、全国儀式サービスのホームページをご覧ください。

全国儀式サービス

検 索

制度の詳細閲覧にはパスワードが必要です。 ユーザー名: gishiki パスワード: shibuya_hou

制度運営 株式会社 全国儀式サービス TEL.03-3739-0755 ※記載のサービス内容は、状況により変更となる場合がございます。